

【報告】条例個別指定制度について 資料

・条例個別指定制度について

認定基準(PST基準)

- ①経常収入額における寄付金等の占める割合が20%以上である。
- ②年間3,000円以上の市民等の寄付者が年平均100人以上である。
- ③法人の事務所のある自治体で条例指定を受けている(※条例個別指定制度)。
→NP0法人への寄付促進・認定NP0法人制度の利用促進

指定基準

千葉市

- ①経常収入額における市民等の寄付金の占める割合が10%以上である。
- ②年間3,000円以上の市民等の寄付者が年平均50人以上である。
- ③年間1,000円以上の市民等の寄付者が年平均100人以上である。

市川市

- ・直近2事業年度において、3,000円以上の寄付金を支出する者が平均30人以上いること。

導入自治体の状況

指定基準の設定根拠

・NP0法で定める認定基準を参考に、地域性を加え、寄付の要件(PST基準)を緩和した基準として設定しました。導入にあたっては、条例個別指定制度を既に導入していた近隣の所轄庁(政令市含む)や市民からのパブリックコメントを参考にした。

・認定基準のPST基準を緩和したものではなく、市内のNP0法人に対し実態調査を行った結果から導き出した基準となっている。金額については、寄付した金額が2,000円を引いた残りが控除の対象額となるため、2,000円以上の金額設定を行った。また、内閣府の家庭調査等を参考に3,000円とした。市内に限らなかった理由としては、この制度はNP0法人に対する寄付の促進を図るためのプロセスと考える。そのため、30人のうち市外居住者が占める割合が高かったとしても条例に規定することで、市民から寄付が集まるという付随的な効果も見込まれると考えたため、市内・市外に限らず、人数の算定には含めるものとした。

制度運用上の課題

- ・現時点までに条例個別指定制度を利用して指定に至った法人は1法人であり、制度を利用する法人が少ない点が挙げられる。
- ・団体においては、寄附金税額控除になることのメリットより、申出と実績報告の事務手続きや管理の負担によるデメリットの方が大きいのではないかと。市の事務作業としても、新規や変更があるたびに、条例の一部改正、他課との調整の事務手続きが負担となっている。

条例個別指定制度に関するアンケート

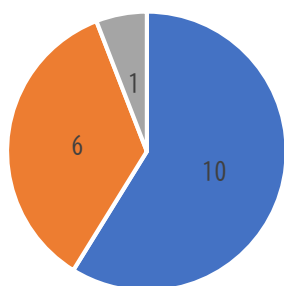
調査対象：市内に事務所を有する NPO 法人 45 団体

調査期間：令和 5 年 6 月 30 日～7 月 18 日

回 答：17 団体

(Q1) 認定 NPO 法人制度を知っていますか。

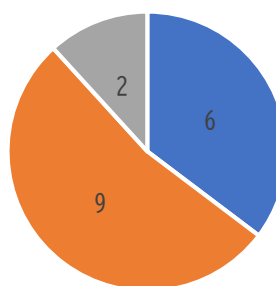
知っている 10
知らない 6
すでに認定を受けている 1



■ 知っている
■ 知らない
■ すでに認定を受けている

(Q2) 認定 NPO 法人になりたいと考えていますか。

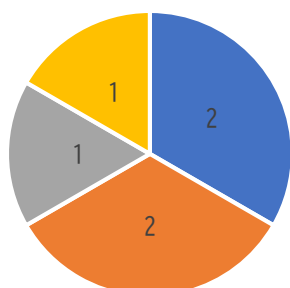
考えている 6
考えていない 9
すでに認定を受けている 2



■ 考えている
■ 考えていない
■ すでに認定を受けている

(Q3) (Q2)で「考えている」と回答された方にお伺いします。認定 NPO 法人になれていない理由は何ですか。

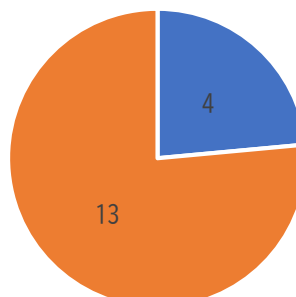
基準を満たさない 2
申請の仕方がわからない 2
認定後の手続きが煩雑 1
その他 1
・意見はあるが具体化していない



■ 基準を満たさない
■ 申請の仕方がわからない
■ 認定後の手続きが煩雑
■ その他

(Q4) 条例個別指定制度を知っていますか。

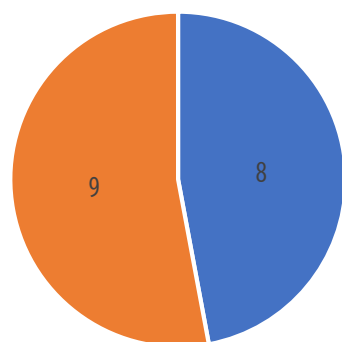
知っている 4
知らない 13



■ 知っている ■ 知らない

(Q5) 木更津市にて条例個別指定制度の実施を希望しますか。

実施してほしい 8
どちらでもいい 9



■実施してほしい
■どちらでもいい

(Q6) 貴団体における寄附実績をお伺いします。(寄附実績のある団体は 17 団体中 3 団体)

団体	1 事業年度前			2 事業年度前			1,000 円	3,000 円
	総収入	1,000 円 以上の寄付 者数	うち 3,000 円以上の寄 付者数	総収入	1,000 円 以上の寄付 者数	うち 3,000 円以上の寄 付者数	以上の寄付 者の年平均 数	以上の寄付 者の年平均 数
1	540,000	90	90	540,000	90	90	90	90
2	30,000	6	6	30,000	6	6	6	6
3	1,300,000	10	10	1,300,000	10	10	10	10